

府中市児童発達支援センター（仮称）整備  
基本計画

令和2年4月  
府中市



## 目 次

1	児童発達支援センターの整備を進める背景	1
(1)	障害児支援の変遷	1
(2)	本市の障害児支援事業の経緯	1
(3)	障害児通所支援と児童発達支援センター	1
(4)	障害児支援に関する国の計画	2
(5)	本市の各計画上の位置付け	2
2	本市の障害児及び発達が気になる児童への支援	3
(1)	母子保健事業としての乳幼児健診と健診後の支援	3
(2)	乳幼児期の支援	3
ア	あゆの子	3
イ	保育事業	3
(3)	学齢期の支援	4
(4)	子ども家庭支援センターたち	4
3	本市における児童発達支援の現状	5
(1)	障害児数の推移	5
(2)	障害児通所支援サービスの利用状況	6
(3)	あゆの子における児童発達支援の現状	7
(4)	府中市内の事業所の設置運営状況	8
4	児童発達支援センター導入機能の整理	11
(1)	福祉型児童発達支援センターの整備	11
(2)	現状の課題整理	11
ア	支援需要の高まりに対する支援サービスの供給量不足について	11
イ	あゆの子を複数の施設で実施している非効率性について	12
ウ	中核施設がないことによる関係機関の連携の困難性について	12
(3)	現状の課題を踏まえた今後の支援の在り方	13
ア	支援需要の高まりに対する支援サービスの供給量不足への対応	13
イ	複数の施設で業務を実施している非効率性への対応	13
ウ	中核施設がないことによる関係機関の連携の困難性への対応	13
(4)	導入機能の整理	14
ア	相談機能の拡充	14
イ	療育事業の拡充	14
ウ	家族支援の充実	14
エ	地域支援の充実	14
5	計画策定に向けての整理	15
(1)	敷地の選定	15
ア	所在地	15

イ	敷地面積	15
ウ	立地場所の状況	16
(2)	関係法令等の整理	17
ア	敷地の法的条件	17
イ	その他条件等	18
ウ	事業に必要と想定される主な根拠法令等	19
エ	事業に必要と想定される主な府中市、東京都の条例等	19
6	児童発達支援センターの運営計画	20
(1)	基本方針	20
(2)	部門別運営計画	21
ア	相談支援部門	21
イ	療育支援部門	22
ウ	家族・地域支援部門	26
エ	管理部門	28
(3)	関係機関との連携の推進	29
7	児童発達支援センターの施設計画	30
(1)	施設計画の基本方針	30
ア	質の高いサービスを実現する施設整備	30
イ	費用対効果を意識した施設整備と維持管理に配慮した施設整備	30
ウ	環境に配慮した施設整備	31
エ	安全・安心な施設整備	31
(2)	施設規模	32
ア	建物用途	32
イ	延床面積	32
ウ	建物階数	32
(3)	計画の概要	33
ア	建築計画	33
イ	構造計画	33
ウ	設備計画	34
(4)	部門別計画・諸室構成のイメージ	34
(5)	平面計画・施設計画	37
(6)	整備手法	37
8	児童発達支援センターの維持管理計画	38
(1)	維持管理計画の基本方針	38
ア	ライフサイクルコストの削減	38
イ	環境配慮	38
ウ	安全対策	38
(2)	建物保守、建築設備保守、外構施設保守、小規模修繕業務	38
(3)	清掃衛生、保安警備業務等	39

ア	清掃衛生業務 .....	39
イ	保守警備業務 .....	39
9	スケジュール .....	39

### 【本基本計画の用語の定義】

本基本計画において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
児 童	出生から 18 歳未満までの者。
障 害 児 (児童福祉法第四条 二 項 よ り )	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）、難病患者の児童。
発達が気になる児童	発達検査の有無を問わず発達の遅れや偏りが気になる児童。
児 童 期	出生から 18 歳未満までの時期。
乳 幼 児 期	出生から就学前までの時期。
学 齢 期	小学生からおおむね高校生に相当する年齢までの時期。
成 人 期	学齢期後の時期。
ちゅうファイル (府中市わたしの生 涯記録ノート)	福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援が受けられるようにするため、個人の成長や変化などを記入できる自分史ファイル。
あ ゆ の 子	本市が運営する子ども発達支援センター。児童福祉法で定める児童発達支援のほか、市独自事業として乳幼児期の発達に関する相談や療育事業、家族・地域支援を実施している。
通 園	あゆの子が実施する児童福祉法で定める療育事業（児童発達支援）。
外 来 事 業	あゆの子が実施する法の規定によらない市独自の療育事業。集団で活動する「グループ療育」と児童一人一人に実施する「個別指導」がある。

### 【本基本計画の構成】

本基本計画の項目 1 から 3 まで（1～10 ページ）は、平成 30 年度に策定した基本構想を抜粋し、最新のデータを追加しています。また、府中市内の施設の配置状況を図示したものを一部追記しています。

令和元年度に検討した内容は、項目 4 以降（11 ページ以降）に記載しています。

## 1 児童発達支援センターの整備を進める背景

### (1) 障害児支援の変遷

児童福祉法は、昭和 22 年の成立以降、児童を取り巻く環境の変化に対応して、法改正が重ねられてきました。その中でも、平成 24 年の改正では、障害児支援の強化を目的として、障害種別に応じて設けられていた通所サービスは障害児通所支援へと、入所サービスは障害児入所支援へとそれぞれ一元化されるとともに、実施主体の見直しにより、改正後は、原則として障害児通所支援を市町村が、障害児入所支援を都道府県が担うものとされました。

また、支援は、発達が気になる児童も対象に含むようになり、この改正をきっかけとして、障害児や発達が気になる児童は、家族主体で支えるのではなく、社会全体で支えるように、さらには、児童のみならずその家族や地域関係者をも対象とするものへと変遷してきました。

このように、今日では、障害児や発達が気になる児童が身近な地域で、障害や発達の特性に応じた適切かつ専門的な支援を受けられるよう、その支援体制の整備が法令上求められています。

### (2) 本市の障害児支援事業の経緯

本市における障害児支援の取組は、昭和 44 年に福祉会館（現在の中央文化センター）で開始した乳幼児期における障害児の幼児訓練事業あゆの子に始まります。

昭和 57 年の府中市立心身障害者福祉センターの開設に伴い、同センターへ業務が移管され、乳幼児期の発達が気になる児童とその家族を対象に、療育事業、発達検査及び家族支援の実施に加え、保育所等への巡回事業で児童本人に関わる施設職員に対して障害特性の理解及びその対応に関する支援を行ってきました。

平成 15 年度からは「子ども発達支援センターあゆの子」と名称を改めて現在に至りますが、時代のニーズに応じて療育事業の定員を拡大してきた一方で、府中市立心身障害者福祉センターの規模には限りがあることから、児童一人当たりの利用回数や個別訓練数の減少、発達検査までの待機期間の長期化が課題となっています。

### (3) 障害児通所支援と児童発達支援センター

障害児通所支援は、児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の 5 つのサービスのことをいいます。

支援の内容は、児童発達支援を例にとると、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等とされています。

このような障害児通所支援のサービスを提供する施設は、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設と法定されています。

中でも、児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能をいかし、地域の障害児やその家族の

相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設とされています。

(4) 障害児支援に関する国の計画

国は第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において、成果目標に「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」を掲げています。また、自治体へおおむね人口10万人に対して1か所の児童発達支援センターを設置し、障害種別にかかわらず適切な支援を提供できるように質を確保することをその役割として求めています。

(5) 本市の各計画上の位置付け

上記の法改正や、国の計画を受けて、本市も各計画において障害児支援や児童発達支援の充実に向けた検討を重ねてまいりました。

第6次府中市総合計画の都市像は「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」であり、基本目標の1つを「人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）」としています。また、主要課題に「若い世代の出産・子育ての希望をかなえる社会の実現」や「支援が必要な人への途切れのない支援」と定め、その方策の1つとして、障害児及び発達が気になる児童が将来的に自立した社会生活を送ることができるよう児童発達支援の充実を図るとともに、福祉型児童発達支援センターの設置を目指すこととしています。

また、府中市障害者計画及び府中市障害児福祉計画でも同様に、療育体制の充実を図るため、福祉型児童発達支援センターの整備を進めることを目標とし、府中市子ども・子育て支援計画では、子ども・子育て支援機関は障害等の早期把握と適切な支援へつなげるために、家族への働き掛けや関係機関と連携することを施策の方向と定めており、市全体で障害児及び発達が気になる児童及びその家族を支援するよう取り組むことを目指しています。

## 2 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援

### (1) 母子保健事業としての乳幼児健診と健診後の支援

本市では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う中で、3～4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に保健センターで乳幼児健診を実施しています。受診後、発達に関する所見があった児童を対象に、必要に応じて心理相談及びことばの相談を行っています。継続的な支援が必要な児童やその家族に対しては、保健師、臨床心理士、保育士等が児童の発達のフォローアップを目的として月5回程度グループ指導を実施しています。親子遊びを取り入れた仲間集団の中で、集団活動を経験し児童の発達を促すとともに、家族支援として児童の特徴に合った対応を学ぶ機会の提供や、育児に不安を抱える家族への支援も重点的に行っています。引き続き定期的な療育が必要とされる児童は、あゆの子へとつなぎ、より細やかな療育支援を行うこととしています。

### (2) 乳幼児期の支援

#### ア あゆの子

あゆの子は、児童本人への支援として、児童福祉法で定める児童発達支援である「通園」と市独自事業である「外来事業（グループ療育、個別指導）」に分けて、乳幼児期の障害児及び発達が気になる児童を対象に療育事業を実施しています。

あゆの子には、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士、小児科医師等の専門職員が在籍し、通園では、2歳児から5歳児までの年齢に応じ、週に2～5日の頻度で、身辺自立のトレーニング・集団活動・体験活動を通じた日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応訓練等を実施しています。また、家族に対しても、前記の専門職員があゆの子における活動や家族からの個別相談などの場において専門的な視点から助言を行っています。

グループ療育では、年齢や療育の種類・内容を考慮したグループ分けをし、グループごとに月に1～2回の頻度で、家族と一緒に参加できる活動などを行っています。児童は生活に必要な力の基礎を、家族は子どもへの向き合い方や関わり方を身に付けることを目的として、教育・保育施設等との並行利用という形で参加しています。

その他にあゆの子では、家族への支援として勉強会の開催や個別相談を、地域への支援として保育所等への巡回事業を実施しています。

#### イ 保育事業

保育事業では、市立保育所及び私立の認可保育園で障害児保育の枠を設け、家族の就労や病気等により保育を必要とする心身に障害や発達の遅れなどがある児童を対象に、保育士を加配して保育しています。

また、市内の保育所に在籍する障害児及び発達が気になる児童の保育に当たっては、臨床心理士等が保育所を巡回し、助言を行う取組も行っています。

(3) 学齢期の支援

学齢期は、教育センターにおいて教育相談や就学相談を実施しています。教育センターでの相談対象は、おおむね3歳の未就学児から高校生までの児童です。教育相談は、不登校やいじめなどを含め、児童の発達や養育に関する相談を受けています。就学相談は、障害児又は気になる様子や行動が見られるなど発達において遅れなどがあると思われる児童の小・中学校への就学や転学に関する相談を受けています。

就学相談の結果に応じ、各学校や学級において特別支援教育の理念に基づく児童の成長に合わせたきめ細やかな教育を受けられるようにしています。

児童の放課後の過ごし方としては、学童クラブにおいては障害児枠を設け、障害者手帳の有無にかかわらず支援の必要な児童には、人員を加配して育成しています。また、障害児通所支援のサービス類型の一つとして、放課後等デイサービスがあります。

(4) 子ども家庭支援センターたち

子ども家庭支援センターたちでは、子どもと子育てを行う家庭を支援するため子育てに関する総合相談を実施しています。広く開かれた相談窓口ですが、障害や発達の遅れや偏りを主訴とする相談に対しては、保健センターや教育センター等を紹介しています。

【参考】現在の支援事業の種類

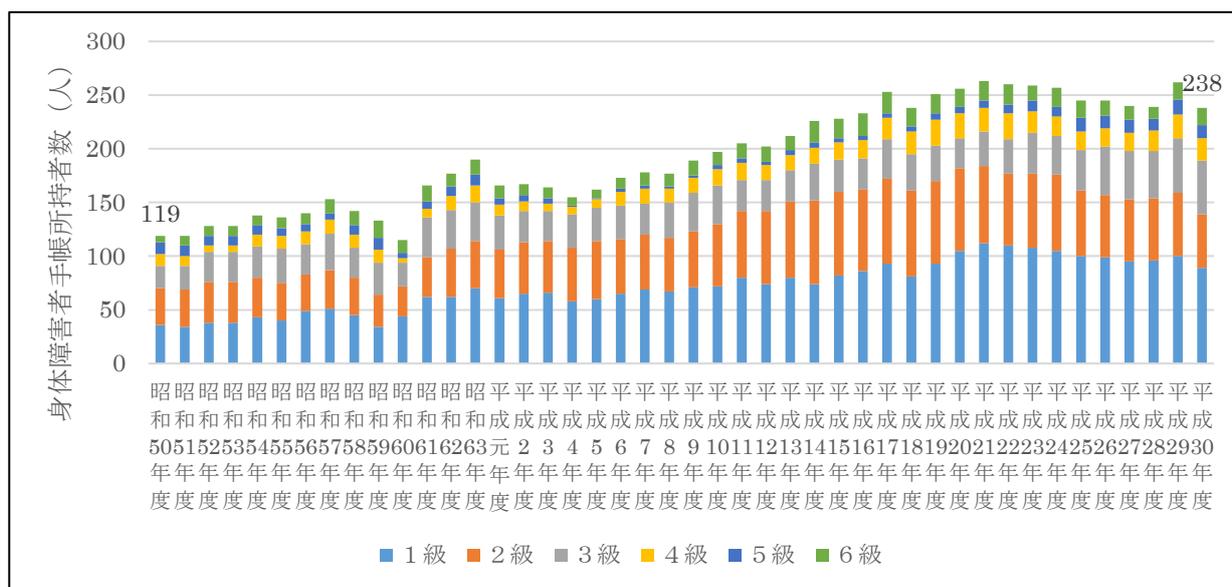
時期		府中市の支援事業				
児童期	乳幼児期	障害児通所支援事業 (あゆの子・児童発達支援事業所)	保育事業 (市立保育所・私立認可保育園)		母子保健事業 (保健センター)	(子ども家庭支援センターたち) 子育てに関する総合相談
	学齢期	障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス事業所)	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	教育相談 就学相談 (教育センター)	特別支援学校 ・ 特別支援学級	
成人期	各種の福祉サービスの給付 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護など)					

※ 網掛けは、児童福祉法で定める障害児通所支援に該当するもの。

### 3 本市における児童発達支援の現状

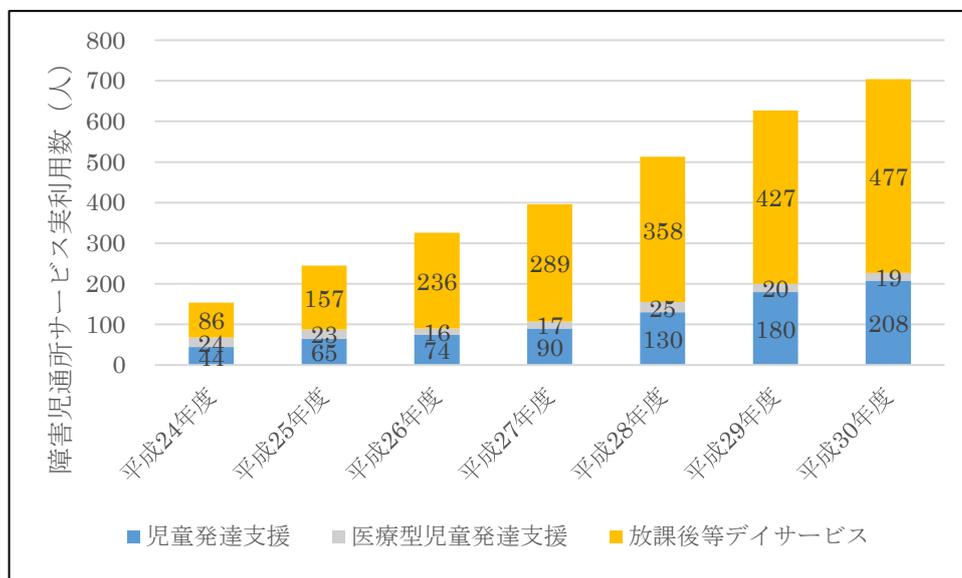
#### (1) 障害児数の推移

本市における身体障害者手帳を所持する児童数は、図表3-1のとおりおおむね増加傾向にあり、中でも1級（最重度）の児童の割合が一番多くなっています。また、愛の手帳（知的障害の手帳）を所持する児童数も、図表3-2のとおり増加傾向にあり、4度（軽度）の児童の割合が増加しています。その他、支援を必要とする児童数について、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は小学校では7.7%と推定されています。

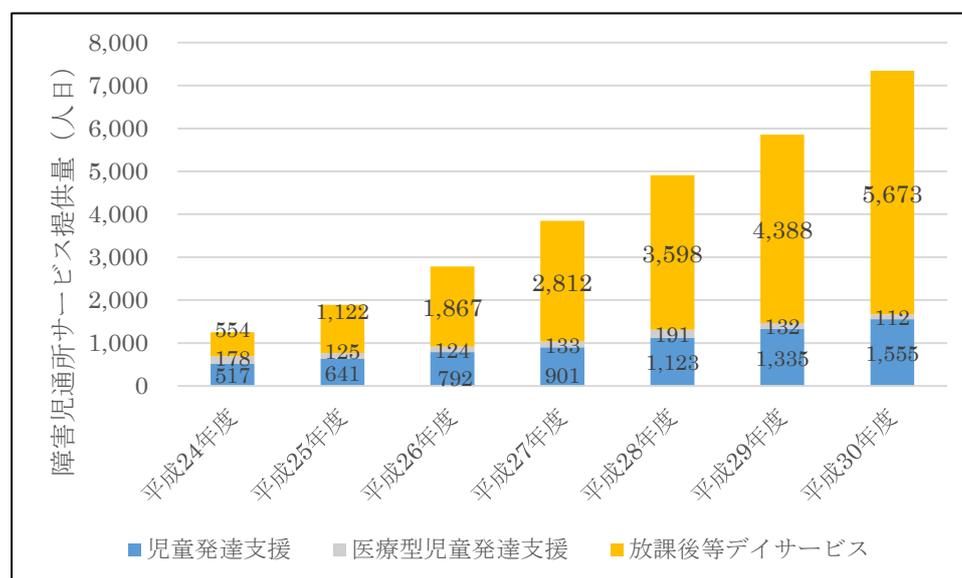


(2) 障害児通所支援サービスの利用状況

本市における障害児通所支援のサービスの実利用人数と提供量の推移は、図表3-3、3-4のとおりで、平成24年度から平成30年度までにサービス実利用人数は約4倍に、サービス提供量は約5倍に増加しています。中でも、福祉的なサービスである児童発達支援及び放課後等デイサービスは特に増加しています。



図表 3-3 障害児通所サービス実利用人数推移



図表 3-4 障害児通所サービス提供量推移

※ 図表3-3・3-4とも各年度3月末日時点での人数

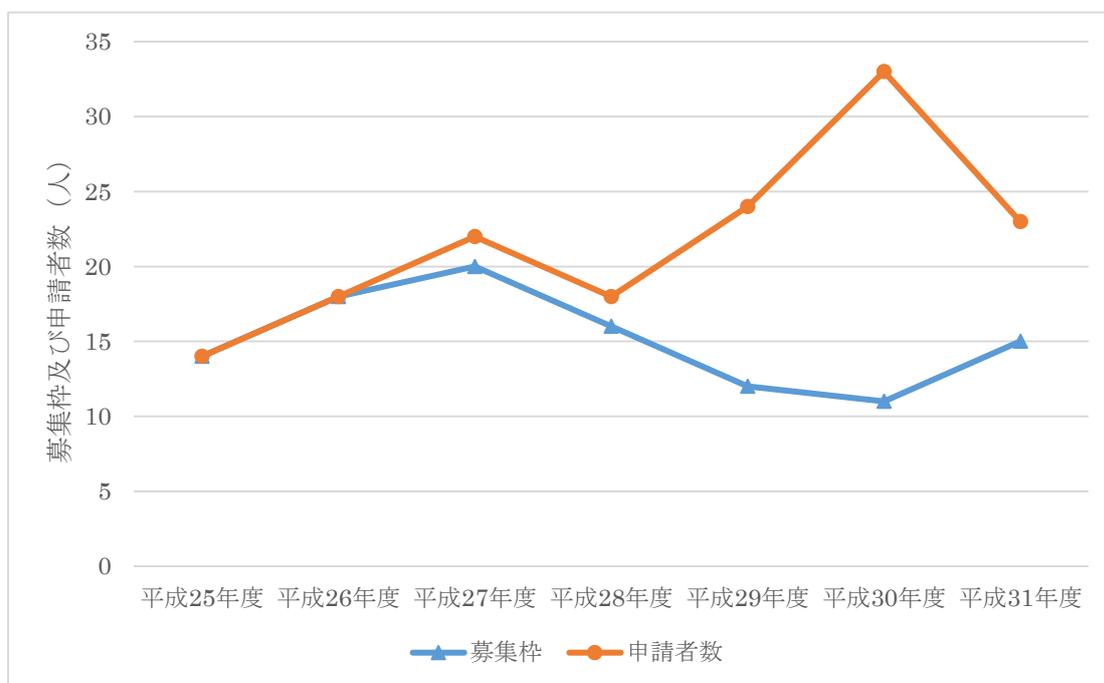
### (3) あゆの子における児童発達支援の現状

近年、発達に関する情報に触れることが容易となり、社会全体で発達への意識が高まるとともに子どもの発達の遅れに関する不安を抱える家族が増え、相談件数やグループ療育の参加者数は増加しています。しかし、療育を提供するあゆの子の通園は需要を充足することができていません。

また、通園及びグループ療育の利用希望の有無にかかわらず、あゆの子へ子どもの発達に関する相談があった場合、初回相談後に療育の必要性や方針等を判断するために、発達検査を行なっていますが、相談件数の増加に伴い、初回相談及び検査を受けるまでに時間がかかっています。このため、現在、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター内に暫定的に相談窓口を開設して対応しているところです。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電話相談（件）	541	750	882	1,049	1,165	1,278
発達相談（件）	517	642	780	904	1,033	1,138
グループ療育実施回数（回）	230	283	333	325	346	366
グループ療育在籍者数（人）	154	188	190	231	269	297
グループ療育延参加者数（人）	1,471	1,603	1,740	2,076	2,213	2,108

図表 3-5 あゆの子 相談件数及びグループ療育の参加者数の推移



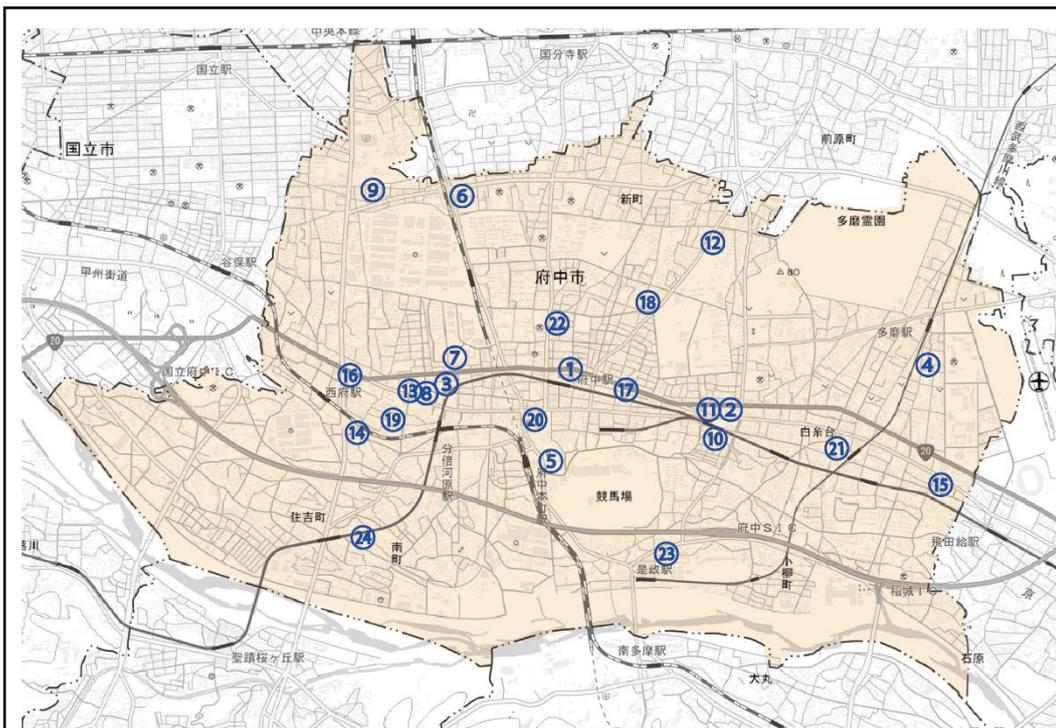
図表 3-6 あゆの子通園の募集枠と申請者数の対比

#### (4) 府中市内の事業所の設置運営状況

平成 24 年に児童福祉法が改正されて以来、児童発達支援に対するニーズの高まりを受けて、市内でも障害児通所支援を行う事業所が増えています。乳幼児期の児童に関しては、あゆの子を含めた 10 か所の施設が児童発達支援を行っています（図表 3-7）。また、放課後等デイサービスに関しては 24 か所の事業所が市内各地に広がる形で存在し、学齢期の児童の支援ニーズに応じています（9 ページ図表 3-8）。加えて、医療型児童発達支援センターとして東京都立多摩療育園が保育所等訪問支援を実施しており、施設の外で集団生活への適応のための個々に合わせた専門的支援を受けられるようになってきています（10 ページ図表 3-9）。



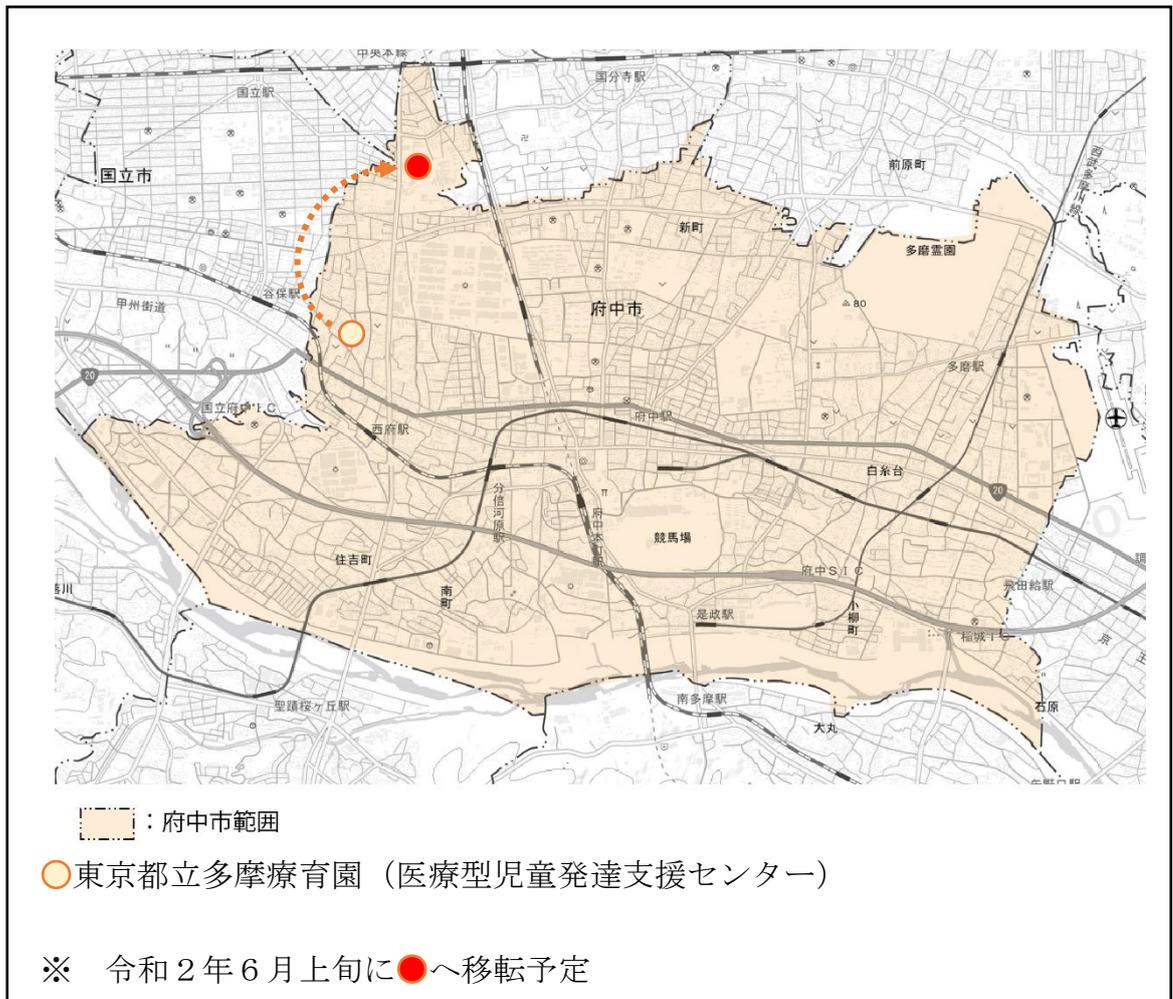
図表 3-7 児童発達支援事業所（令和元年 10 月末日時点）



：府中市範囲

- ① スポーツひろばプレイス 府中教室
- ② 放課後等デイサービス オンリーワン
- ③ ナイスデイ・キッズ
- ④ 児童デイサービス めろでい
- ⑤ ポップシップ
- ⑥ きぼうクラブ
- ⑦ こもれび
- ⑧ 放課後等デイサービスリアン府中美好教室
- ⑨ ドリームボックス武蔵台
- ⑩ ハッピーテラス東府中
- ⑪ 放課後デイサービス ぽーと
- ⑫ ドリームボックス浅間町
- ⑬ 根っこくらぶ
- ⑭ リボン
- ⑮ ちゃいくろ児童デイサービス府中
- ⑯ 児童デイサービス サンフラワー府中
- ⑰ 放課後等デイサービスリアン府中緑町
- ⑱ 放課後等デイサービス ふあんふあん天神町
- ⑲ リボン 第2教室
- ⑳ 放課後デイサービス プティ フォンティエヌ
- ㉑ 放課後等デイサービスリアン府中白糸台
- ㉒ 放課後等デイサービス ふあんふあん府中町
- ㉓ ちゃいくろ2号館
- ㉔ リボン 第3教室

図表 3-8 放課後等デイサービス事業所（令和元年10月末日時点）



図表 3-9 保育所等訪問支援を行う施設（令和元年10月末日時点）

#### 4 児童発達支援センター導入機能の整理

##### (1) 福祉型児童発達支援センターの整備

本市では、児童発達支援にかかる現状の課題を踏まえた上で、療育体制や相談機能の充実を図るため、福祉型児童発達支援センターを整備し、市全体で障害児及び発達が気になる児童とその家族・地域の支援を行うことを目指しています。

府中市児童発達支援センター（仮称）（以下「新センター」といいます。）の具体的な整備計画を策定するに当たり、基本構想において挙げられた本市の児童発達支援にかかる課題を基に新センターの導入機能を整理します。

##### (2) 現状の課題整理

基本構想で示された以下の課題について整理します。

- ア 支援需要の高まりに対する支援サービスの供給量不足  
…相談窓口、発達検査、通園、外来事業（グループ療育、個別指導）の供給量不足
- イ あゆの子を複数の施設で実施していることによる非効率性
- ウ 中核となる施設がなく、様々な機関が事業を行っていることによる連携の困難性

##### ア 支援需要の高まりに対する支援サービスの供給量不足について

子どもの発達に関しての関心や意識の高まりとともに支援ニーズが増加し続けている状況に対して、必要な支援サービスの供給量が不足しているという課題があります。

##### (ア) 相談・発達検査の待機期間の長期化

あゆの子では、発達に関する相談を「電話相談」「発達相談」という形で受けていますが、相談件数はこの5年間で急激に増加しています（図表3-5）。これに対し現状の体制では、相談希望者が申込みを行った後、スムーズに相談を受けることができず、初回相談まで時間がかかっているという課題があります。

加えて、初回相談後の児童に対して実施する発達検査についても、待機期間の長期化が課題となっています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電話相談（件）	541	750	882	1,049	1,165	1,278
発達相談（件）	517	642	780	904	1,033	1,138

（抜粋）図表3-5 あゆの子 相談件数の推移

##### (イ) 児童発達支援の供給量不足

上記のとおり、発達に関する相談件数の増加と同様に、児童発達支援への需要も高まり続けています（6ページ図表3-3, 3-4）。さらに、あゆの子においても、通園の申請者数が募集枠を超えることが、近年の課題となっています（7ページ図表3-6）。

ウ) 外来事業（グループ療育、個別指導）への期待

本市では、発達が気になる児童が利用できる「外来事業（グループ療育、個別指導）」を独自事業として実施しています。平成 30 年度のグループ療育の実施回数は、5 年前と比べて約 1.6 倍に、在籍者数は約 2 倍に増加しており、家族の児童に係る発達への意識が高まっている昨今の状況を踏まえると、グループ療育への期待は今後更に高まると予想されます。

また、グループ療育利用者や関係機関から、児童一人一人に対応する個別指導への要望も増加しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グループ療育実施回数（回）	230	283	333	325	346	366
グループ療育在籍者数（人）	154	188	190	231	269	297
グループ療育延参加者数（人）	1,471	1,603	1,740	2,076	2,213	2,108

(抜粋) 図表 3-5 あゆの子 グループ療育の参加者数の推移

イ あゆの子を複数の施設で実施している非効率性について

あゆの子は、府中市立心身障害者福祉センター内で事業を行ってきましたが、相談件数の増加を受け、現在は府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター内で「あゆの子分室」として相談・グループ療育の一部を実施しています。

しかし、2 施設間は約 3.5km 離れていることから、事業を担当する職員の移動を含めた事業開始までの準備時間の確保等における非効率性が課題となっています。

また、府中市立心身障害者福祉センターは老朽化と狭あいから、児童の発達に関する事業を実施する諸室の確保や給食施設の設置が困難です。

一方、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンターは、施設の構造上の理由から児童発達支援センターを設置することができません。

ウ 中核施設がないことによる関係機関の連携の困難性について

地域で生活する上で、保育所・幼稚園（以下「保育所等」とします。）や学童クラブ・放課後子ども教室（以下「学童クラブ等」とします。）の障害児枠の利用や職員等の加配対応、特別支援教育へのニーズは高く、関係機関に対する発達支援の知識の普及や保健・保育・子ども家庭・教育・福祉・医療機関の連携の強化がこれまで以上に必要となっています。本市では、乳幼児期、学齢期といった児童のライフステージに合わせ、各機関にて健診や相談等の支援事業を実施しており（3 ページ「2 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援」参照）、それぞれが関係機関との連携に努めていますが、本市において乳幼児期から学齢期までの児童発達支援を一貫して提供する中核的な施設がないことが、関係機関の連携の発展を困難にしている要因と考えられます。



#### (4) 導入機能の整理

現状の課題を解決し、児童、家族のニーズに応えるべく、新センターでは、次の4つの機能を中心に、府中市の児童発達支援の中核施設としての責務を果たします。

##### ア 相談機能の拡充

新センターでは、乳幼児期から学齢期まで、発達に不安を感じる全ての児童を対象として相談を受け付けます。あゆの子においてこれまで実施していなかった学齢期の児童にも支援の輪を広げることで、ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に取り組みます。

##### イ 療育事業の拡充

現時点であゆの子通園の申請者数が応募枠を超えていること、児童発達支援に対するニーズが増加し続けていることから、通園の定員を拡充します。新センターでは、あゆの子の募集数と申請者数の過去の実績やクラス編成を考慮し、定員を33名から40名へ増やします。

また、身体障害者手帳や愛の手帳（知的障害の手帳）、障害児通所受給者証を持たない児童等に対する支援ニーズに応えるために、外来事業（グループ療育、個別指導）の実施回数を増やします。

さらに、新センターでは療育の対象年齢を学齢期まで広げ、学齢期の児童に対して個別指導を行います。これにより、児童のライフステージを通じた発達支援を行う施設として、中心的な役割を担います。

##### ウ 家族支援の充実

家族の児童に係る発達への意識の高まりを受け、新センターでは家族への支援を充実させます。相談支援・療育事業の拡充に併せ、対象を学齢期までの児童の家族へ広げます。また、ペアレントメンターの育成や障害がある人同士が関わりを持つ場を提供するなど、発達に関する家族の不安に応えます。

##### エ 地域支援の充実

相談支援・療育事業の拡充に併せ、学齢期までの障害児及び発達が気になる児童に関わる関係機関のネットワークを強化するほか、関係機関の職員に対する研修会等を開催し、障害・発達についての知識を周知します。さらに、市民に対し障害への理解・啓発につなげるイベント等を開催することで、障害児及び発達が気になる児童を支えるまちづくりを目指し、地域の理解を促進する活動を行います。

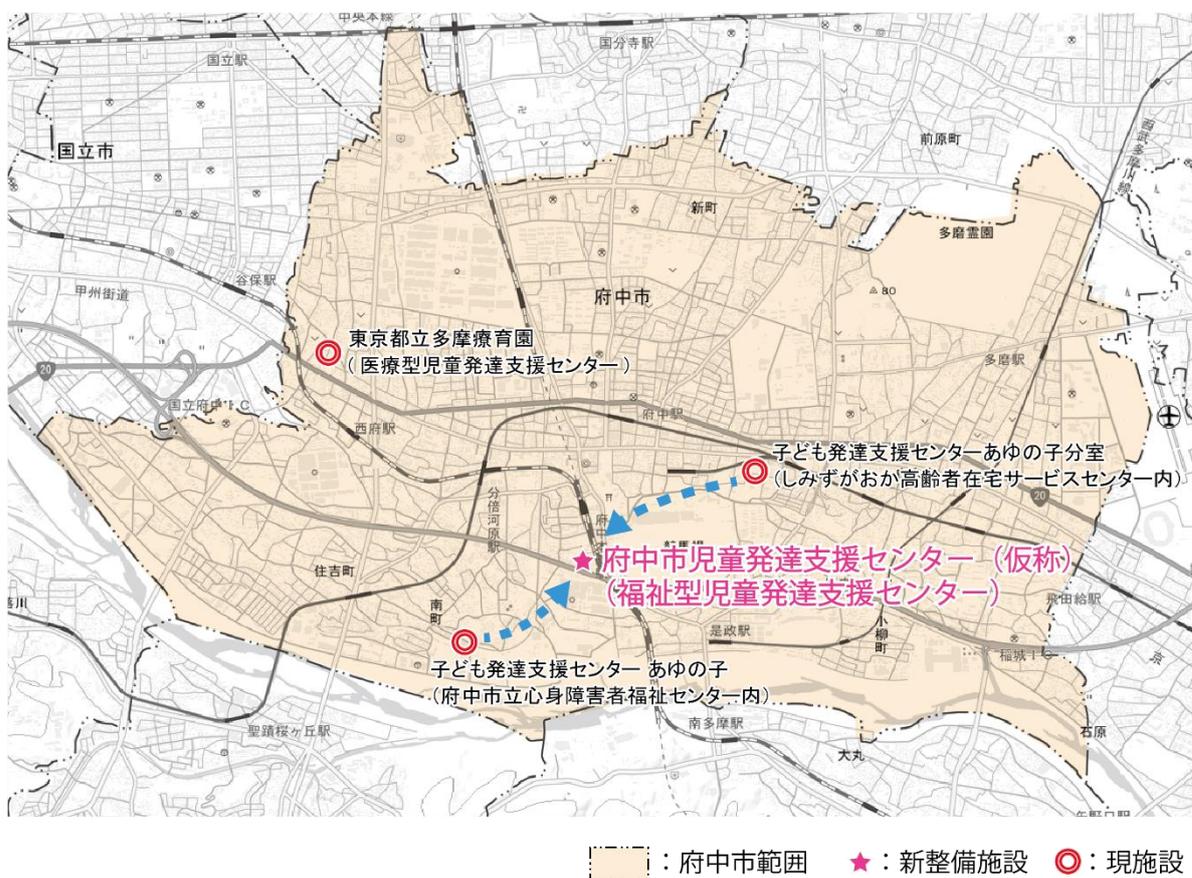
## 5 計画策定に向けての整理

### (1) 敷地の選定

現在約 3.5 キロ（徒歩約 45 分）離れている、府中市立心身障害者福祉センター内にある「あゆの子」と府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター内の「あゆの子分室」の機能を集約するため、市の中心部である府中市立矢崎幼稚園跡地を敷地として選定します。

主な選定の理由：

- ・最寄り駅から徒歩圏内にあるため、徒歩で通う利用者の利便性が高い。
- ・閑静な住宅街に位置するため、療育や相談に適している。
- ・本市が計画する規模の施設を整備するために、十分な広さがある。
- ・早期に活用可能な土地である。



図表 5-1 府中市児童発達支援センター(仮称)の位置 (令和元年 10 月末日時点)

#### ア 所在地

東京都府中市矢崎町 1 丁目 12 番地

#### イ 敷地面積

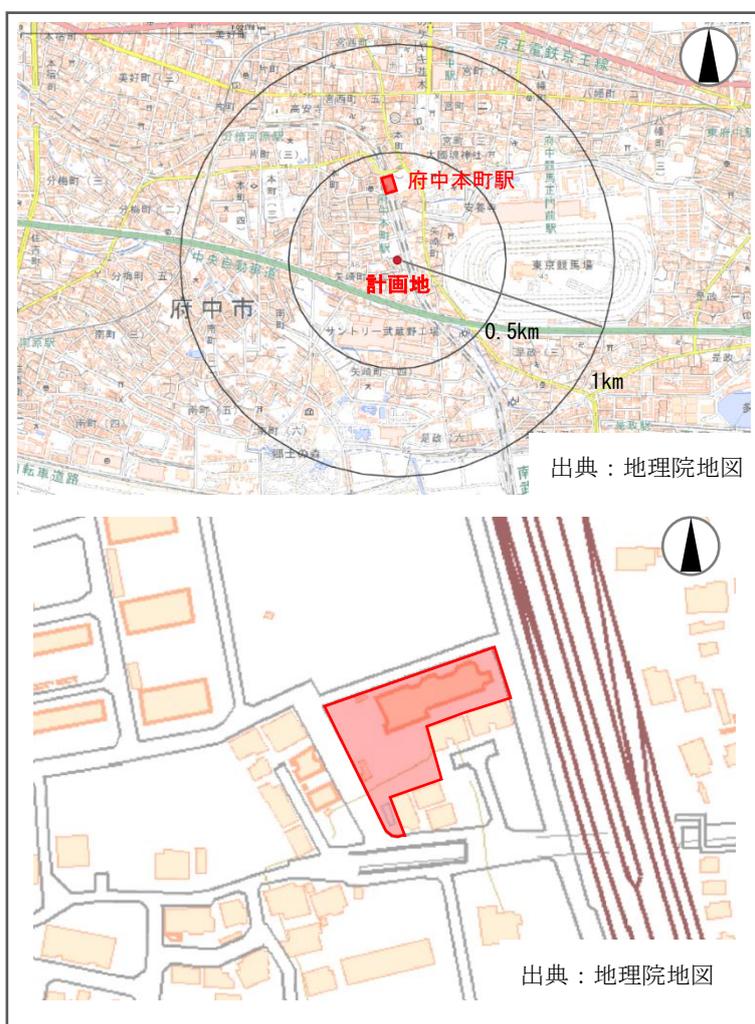
1, 676. 10 m<sup>2</sup>

## ウ 立地場所の状況

現在、計画地には矢崎幼稚園（平成 31 年 3 月に閉園）の建物等が残存していません。計画地は、北側に JR 府中本町駅が位置しており、東側を JR 南武線の線路が通っています。また、南側には中央自動車道が通っています（図表 5-2）。

計画地の北側には矢崎町防災公園（多目的広場）及び下河原緑道、東側は JR 府中本町駅から続く第二都市遊歩道に接しており、西側は市道 4-408（幅員約 8 m）に接道しています。

計画地は、市の中心部で、公共交通機関から徒歩圏内で利用できる場所にあります。また、東側と西側の道路の二方向からアクセスが可能であり、初めて相談支援を利用する方と、通園等の通所支援を利用する方との動線を分離することが可能です。



図表 5-2 計画地及び周辺地図

(2) 関係法令等の整理

ア 敷地の法的条件

(ア) 区 域 市街化区域

(イ) 用途地域 準工業地域

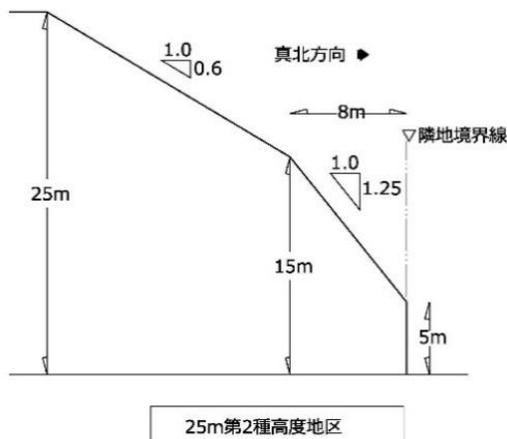
(ウ) 建ぺい率 60% 許容建築面積 1,005.66 m<sup>2</sup>

(エ) 容積率 200% 許容延べ床面積 3,352.20 m<sup>2</sup>

(オ) 防火地域 準防火地域

(カ) 高度地区 25m第二種高度地区

(北側斜線) 立上高 5 m、勾配(1) 1:1.25、水平距離 8 m、立上高 15 m、  
勾配(2) 1:0.6



(キ) 日影規制 高さ 10mを超える建築物

測定水平面 (平均地盤面からの高さ) 4.0m

10mを超える範囲 2.5時間以上 5mを超える範囲 4時間以上

(ク) 道 路 西側 市道 4-408 (基準法第 42 条 1 項 1 号道路)

幅員 約 8.82~8.85m 接道 50.61m

南側 市道 4-138 (基準法第 42 条 1 項 1 号道路)

幅員 約 16m 接道 4.57m

東側 遊歩道 (道路法の道路ではない)

幅員 約 4m~4.2m 接道 18.42m

(ケ) 府中市地域まちづくり条例

・高さ 10m超えると事前協議対象となる。

・延べ床面積 1,500 m<sup>2</sup>超えると事前協議対象となる。

・緑化 敷地面積の 10% 167.61 m<sup>2</sup>

・道路 中心線から 4.5mセットバックが必要。

セットバック部分の管理は敷地所有者が行う。

敷地扱いとなり、敷地面積に算入する。

歩道状空地とする。(植栽等・砂利舗装はNG)

(コ) 東京における自然の保護と回復に関する条例

A (敷地面積 - 建築面積) × 0.25 = (1676.1 - 1000) × 0.25 = 169.02 m<sup>2</sup>

$$B \quad \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \} \times 0.25 = \{ 1767.1 - (1676.1 \times 0.6 \times 0.8) \} \times 0.25 = 130.0 \text{ m}^2$$

上記A、Bの小さい値を採用する。

よってBを採用 130.0 m<sup>2</sup>

ただし、上記府中市地域まちづくり条例のほうが厳しい値となり、緑化面積は167.61 m<sup>2</sup>必要となる。屋上の緑化面積は屋上緑化面積×0.25で算定する。

接道部の緑化（福祉施設、敷地1,000 m<sup>2</sup>以上3,000 m<sup>2</sup>未満のため 接道緑化基準 7/10）

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道長さ} \times \text{接道部緑化基準} \rightarrow 53.5\text{m} \geq (50.61 + 4.57 + 18.42) \times 7/10 = 51.52\text{m}$$

(サ) 景観法 府中市景観条例

高さ20m又は延床面積3,000 m<sup>2</sup>以上の場合、届出が必要となる。

基本計画の高さ及び延床面積の場合、届出は不要となる。

(シ) 建築物バリアフリー法

児童厚生施設それら類するもの全ての施設に該当する。

(ス) 東京都福祉のまちづくり条例 福祉施設 全ての施設に該当する。

(セ) 府中市福祉のまちづくり条例 児童福祉施設など 全ての施設に該当する。

(ソ) 下水道法 下水は合流方式（東側遊歩道、西側道路に250φ既設あり）

## イ その他条件等

(ア) 駐車場（平面駐車で計画）

- ・ 駐車台数は平面駐車で5台を想定する。
- ・ バリアフリー駐車場はエントランス近くに配置し、段差なく雨に濡れずに進入出来るようにする。
- ・ 業者用、搬出入の車の駐車スペース2台程度確保。（一時利用）
- ・ 児童の送迎のための駐車場は、近隣駐車場を利用する。

(イ) 駐輪場

- ・ 利用者用及び職員用：適宜、平面配置とする。

(ウ) 園庭

- ・ 屋上（2階又は3階レベル）を利用する。
- ・ 近隣の公園（防災公園、郷土の森公園、交通遊園等）の利用も検討する。

(エ) 屋外プール

- ・ 敷地内でプールが必要な場合は、簡易組み立て式プールを屋上へ設置できるようにする。
- ・ 設置スペース、更衣室等付随諸室、荷重及び給排水を計画する。

(オ) 敷地内水路

- ・ 水路跡を含めて合筆して宅地として登記をする。

ウ 事業に必要と想定される主な根拠法令等

- ・ 児童福祉法
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 屋外広告物法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 駐車場法
- ・ 警備業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ その他関連法令

エ 事業に必要と想定される主な府中市、東京都の条例等

- ・ 東京都安全条例
- ・ 府中市地域まちづくり条例
- ・ 東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都 緑化基準）
- ・ 府中市景観条例
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例
- ・ 府中市福祉のまちづくり条例
- ・ その他の関連条例

## 6 児童発達支援センターの運営計画

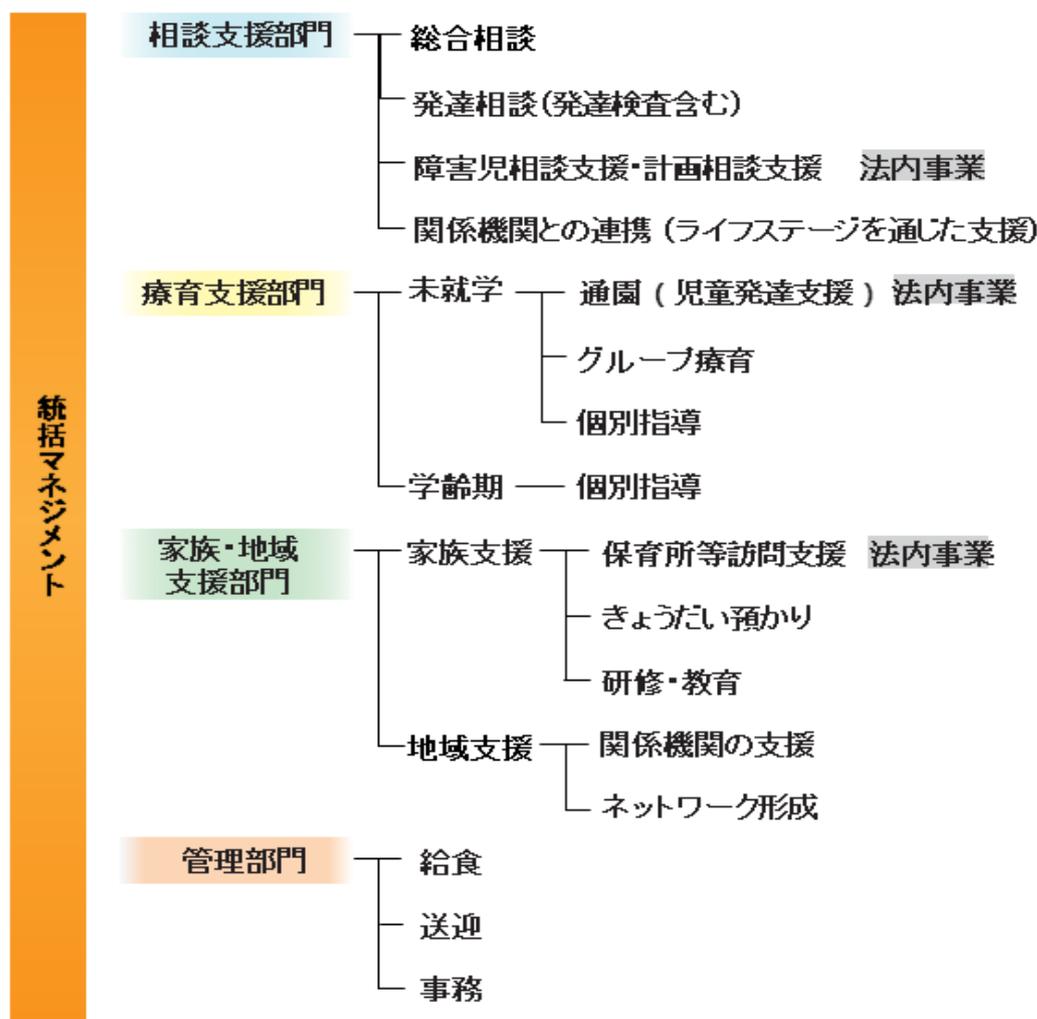
### (1) 基本方針

新センターの運営における基本コンセプトは、「児童期における、ライフステージが変化しても途切れない支援」とします。また、児童福祉上の理念である“子どもの幸せ”を第一に考え、児童や家族が抱える背景の多様化等の状況を鑑みつつ、児童の成長とそれを支える家族や地域へ、充実した支援を行うことを基本運営方針とします。ノーマライゼーション※<sup>1</sup>やアドボカシー※<sup>2</sup>の普及が実現できる、明るく温かな運営を心掛け、児童やその家族のよりどころとして、市全体の児童発達支援の進展に寄与することを目指します。

新センターでは、相談支援部門、療育支援部門、家族・地域支援部門の3部門を中心に児童への支援を行います。また、それぞれの部門を統括し、療育や相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童や家族等に寄り添った支援を行います。

※1 ノーマライゼーション： 障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

※2 アドボカシー： 弱い立場にある人の生命や権利、利益を擁護して代弁すること



図表 6-1 新センターの概要

## (2) 部門別運営計画

### ア 相談支援部門

#### (ア) 基本的な運営の方針

- a 児童期を対象とした発達に関する総合的な相談機能  
児童の発達が気になる時点での相談や、他機関につなぐ内容の相談まで幅広く受け付け、児童の困りごとに関する入り口の機能を担います。
- b 療育の必要性や困りごとに応じた専門的な相談  
相談員による総合相談、臨床心理士等の発達検査により、療育の必要性を判断するとともに、適切な支援機関へつなぐ役割を担います。
- c 福祉サービスの利用に向けた相談支援の実施  
相談支援専門員による障害児相談・計画相談支援により、障害児通所支援・障害福祉サービス等の適切な利用につなげます。
- d 関係機関との綿密な情報連携の構築  
相談や療育の記録を蓄積し、適切な支援機関へ支援情報を提供します。

#### (イ) 業務概要

- a 総合相談  
障害や発達が気になる児童とその家族、関係機関を対象とします。  
障害の有無に関わらず、発達に関して気になることや不安に感じることを広く受け付け、必要に応じて発達検査や適切な支援機関へつなぐ役割を担います。また、直接相談に来ることが難しい相談者に対しては、支援機関と連携してアウトリーチの支援を行います。状況に応じて「ちゅうファイル」を活用し、ライフステージが変化しても児童本人や家族等の情報を関係機関へ引き継ぐことで、継続的に支援を提供できるようにします。
- b 発達相談  
児童の発達に関する様々な相談や困りごとに関して、臨床心理士等が中心となって相談を受け、必要に応じて検査を行い、その児童の成長や環境に合わせた支援や療育につなげるよう支援します。
- c 障害児相談支援・計画相談支援  
障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）や障害福祉サービス（短期入所、居宅介護等）を利用するため、児童を取り巻く環境や児童の心身の状況又は家族の意向、その他事情を勘案・考慮し、「障害児支援利用計画（サービス等利用計画）」を作成します。さらに、利用する事業所等との連絡・調整を行います。  
また、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行うことで、個別ニーズに応じた支援を提供します。  
総合相談と同じく、状況に応じて「ちゅうファイル」を活用します。
- d 関係機関との連携  
関係機関において、児童及び家族に合った支援（相談、療育、合理的配慮を含む環境整備等）ができるように情報等を提供し、情報連携の中核的な

役割を担います。また、ライフステージの変わり目において関係機関が変わっても支援情報を円滑につなぐことができるよう「ちゅうファイル」の普及を進め、切れ目ない情報連携を図ります。

(ウ) 運営時間のイメージ

新センターにおける相談支援の諸室・時間等は、次を想定しています。

曜日	相談種別	諸室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月 ～ 金	計画相談	相談室①	■					■		■	
	障害児相談	相談室②	■					■		■	
	通園利用者 向け相談	相談室③	■		■			■		■	
	総合相談	相談室④	■		■			■		■	
	発達相談	相談室⑤	■					■		■	

イ 療育支援部門

(ア) 児童発達支援

a 基本的な運営の方針

乳幼児期において、発達が気になる児童一人一人にあった支援を早期に行うことにより、児童の心身の発達を促し、基礎的自立能力の育成と集団生活への適応を図ります（児童福祉法で定める児童発達支援の実施）。

b 業務概要

(a) 個別支援計画の作成

家族との相談の上、療育の狙いに沿って、普段の集団生活の様子や専門職の観察結果を基に、家族のニーズを踏まえた個別支援計画を児童発達支援管理責任者が作成します。

面談などで家族の同意を得た個別支援計画を基に、個々の児童の発達に関する課題に合わせた集団活動を実施します。

定期的に作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による集団活動観察、様子観察の時間を設け、個別支援計画や療育の内容に反映していきます。

(b) 通園事業

- ・利用定員 40名
- ・主なサービス内容

グループ療育や専門職による個別指導を行います。サービスの内容については、次のとおりです。

	内容
身 辺 自 立 面	着替えの練習、トイレトレーニング、身支度、食事指導（摂食指導）、はみがき指導等
集 団 活 動	設定遊び、集会（関り遊び、手遊び、模倣、見る・聞く活動）、設定課題（サーキット、ルール遊び、戸外活動、プール、制作活動等）
体 験 活 動	体験学習、音楽療法グループ活動、保育所体験

季節行事	親子ピクニック、運動会、クリスマス会等
給食提供	健全な発育や食に関する力の育成（実費負担）

※ 生活年齢、発達状況に応じたグループ分けを行い、状況に応じて年度途中のグループ移行・グループの再編を行うものとしします。

・専門職が担当する業務

次の内容について、専門職が児童一人一人に対して支援を行います。

	内容
臨床心理士等	定期的な発達検査、グループ観察・療育指導、家族への発達相談、卒退園児童の進路相談等
言語聴覚士	言語評価、相談、グループ観察
作業療法士	通常活動等の中での心身の発達を促す援助及びチェック、摂食・運動機能チェックと児童の対応や環境面の助言、個別相談
音楽療法士	楽器遊びや音楽に合わせて体を動かす等のグループでの音楽活動の指導
児童精神科医師	療育、発達面の相談等
小児科医師	健康・医療相談、通園内定者への面談（意見書・医療的ケアの確認）

・家族との連携

受入れと申し送りを徹底して行い、家族との連携を緊密に図ります。

連絡帳とサービス提供実績記録表を利用し、利用対象児の状況について、家庭との共通認識を持つことを重視して実施し、丁寧なフィードバックを行います。

c 運営時間のイメージ

新センターにおける児童発達支援の諸室・時間等は、次を想定しています。

曜日	法内療育	諸室名	定員	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月	0～2歳児	療育室1	5									
	3歳児	療育室2	7									
	4歳児①	療育室3	7									
	4歳児②	療育室4	7									
	5歳児①	療育室5	7									
	5歳児②	療育室6	7									
火	0～2歳児	療育室1	5									
	3歳児	療育室2	7									
	4歳児①	療育室3	7									
	4歳児②	療育室4	7									
	5歳児①	療育室5	7									
	5歳児②	療育室6	7									
水	0～2歳児	療育室1	5									
	3歳児	療育室2	7									
	4歳児①	療育室3	7									
	4歳児②	療育室4	7									
	5歳児①	療育室5	7									
	5歳児②	療育室6	7									
木	0～2歳児	療育室1	5									
	3歳児	療育室2	7									
	4歳児①	療育室3	7									
	4歳児②	療育室4	7									
	5歳児①	療育室5	7									
	5歳児②	療育室6	7									
金	0～2歳児	療育室1	5									
	3歳児	療育室2	7									
	4歳児①	療育室3	7									
	4歳児②	療育室4	7									
	5歳児①	療育室5	7									
	5歳児②	療育室6	7									

(4) その他の療育支援部門

a 基本的な運営の方針

(a) グループ療育及び個別指導（乳幼児期）

障害の有無に関わらず、発達が気になる未就学児とその家族を対象として親子参加によるグループ療育及び個別指導を行います。

(b) 個別指導（学齢期）

障害の有無に関わらず、発達が気になる小学生から18歳未満までの児

童を対象として、個別指導を行います。

(c) 出張グループ療育（乳幼児期）

障害の有無に関わらず、発達が気になる未就学児とその家族を対象として、保健センター等においてグループ療育を行います。その際、指導員等を新センターから派遣します。

b 業務概要

(a) 乳幼児期のグループ療育及び個別指導

① グループ療育（未就学児及び親子参加）

・利用定員

1クラス7名程度で1月当たり約2回実施予定

・主なサービス内容

次の内容についてグループ療育を行います。

	サービス内容
集 団 活 動	設定遊び、集会（関り遊び、手遊び、模倣、見る・聞く活動）、設定課題、制作活動など
専門職による助言	臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等による観察及び指導を行う

※ 生活年齢、発達状況に応じたグループ分けを行い、状況に応じて年度途中のグループ移行・グループの再編を行うものとします。

② 個別指導

・随時実施

・主なサービス内容

次の内容について個別指導を行います。

	内容
臨 床 心 理 士 等	言語、運動、認知、社会性、コミュニケーション力、情緒など発達全体をみて課題を設定し指導を行う
言 語 聴 覚 士	言語評価を通じて、コミュニケーションやことばの理解等について指導を行う
作 業 療 法 士	日常生活の動作を中心とした活動を通じて、未就学児の発達課題を考慮した上での指導を行う

(b) 学齢期の個別指導

- ・ 随時実施
- ・ 主なサービス内容

次の内容について個別指導を行います。

	内容
臨床心理士等	言語、運動、認知、社会性、コミュニケーション力、情緒など発達全体をみて課題を設定し指導を行う
言語聴覚士	言語評価を通じて、コミュニケーションやことばの理解等について指導を行う
作業療法士	日常生活の動作や学習面を中心とした身体の使い方に関する活動を通じて、学齢期の児童に対して発達課題を考慮した上での指導を行う

(c) 乳幼児期の出張グループ療育

- ・ 随時実施
- ・ 主なサービス内容

次の内容についてグループ療育を行います。

	サービス内容
集団活動	設定遊び、集会（関り遊び、手遊び、模倣、見る・聞く活動）、設定課題など
専門職による助言	臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等による観察及び助言

c 運営時間のイメージ

新センターにおける外来事業（グループ療育、個別指導）の諸室・時間等は、次を想定しています。

曜日	支援種別	諸室名	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月 ～ 金	グループ指導	療育室A		2歳児				4歳児		学齢期	
	グループ指導	療育室B		3歳児				5歳児		学齢期	
	個別指導	個別指導室A		2歳児	3歳児			4歳児		5歳児	
	個別指導	個別指導室B		3歳児		2歳児		5歳児		4歳児	
	個別指導	個別指導室C		学齢期				学齢期		学齢期	

学齢期の個別指導は、個別指導室Cのほか、療育室A・Bの空いた時間を利用して行います。

ウ 家族・地域支援部門

(ア) 基本的な運営の方針

a 家族支援

障害児や発達が気になる児童の家族のための勉強会を実施するほか、障

害がある家族がいる者同士が関わりを持つ場を提供し、家族の支援を行います。

また、新センターでは、兄弟・姉妹のいる児童の家族に対する支援の一環として、グループ療育及び個別指導の間にきょうだい預かりを実施します。これにより、家族が安心して療育支援を受けられるようにします。

さらに、保育所等や小学校・特別支援学校等で保育所等訪問支援を実施し、家族にとって安心な日常生活場面の環境整備を推進します。

## b 地域支援

障害児や発達が気になる児童に関わる関係機関(保育所等、学校、学童クラブ等)と定期的な情報交換や巡回支援を行い、連携を強化します。また、関係機関との研修会や意見交換会を実施し、障害についての知識を周知します。さらに、市民への障害理解・啓発につながるイベント等を開催し、障害のある人もない人も、市民全てが安心して自立した暮らしができるまちづくりに貢献します。

## (イ) 業務概要

### a 家族支援

#### (a) 保育所等訪問支援

児童福祉法で定める保育所等訪問支援を実施します。

#### (b) きょうだいの一時預かり

利用対象児童の活動中に、きょうだいを保育室で預かり、親子が活動に参加しやすい環境を支援します。

#### (c) 家族への情報提供や勉強会の実施

就学相談に関する説明会や家族懇談会、専門職等による発達に関する講演会を実施します。

#### (d) 親の会等、家族の自主的な活動支援

定例活動の場の提供、関係機関からの情報提供を実施し、家族の自主的な活動を支援します。

### b 地域支援

#### (a) 関係機関巡回支援

障害や発達に関する指導、体制整備等に関して保育所等、学校、学童クラブ等の職員に対して、新センターの職員が出向いて情報提供や指導を行います。

#### (b) 関係機関への支援

- ・障害児通所支援事業所、保育所等、学校、学童クラブ等の職員を対象に専門職を講師とした勉強会を実施します。
- ・研修講師等を派遣します。

#### (c) 児童に関する関係機関のネットワーク形成

保健・保育・子ども家庭・教育・福祉・医療機関、民間事業所等との連携の体制構築に資するため、各関係機関との連絡会を開催します。

また、関係機関のネットワークを有効に活用するための検討等を行います。

## エ 管理部門

### (ア) 統括マネジメント業務

相談支援部門、療育支援部門、家族・地域支援部門の3部門を統括し、療育の考え方の整合性を図ることで、児童一人一人に寄り添った支援を行います。

### (イ) 給食業務

児童発達支援を利用する児童及び指導員に対して、給食を提供します。

### (ウ) 広報等業務

ホームページの作成等を行い、新センターの情報を広く市民に提供します。

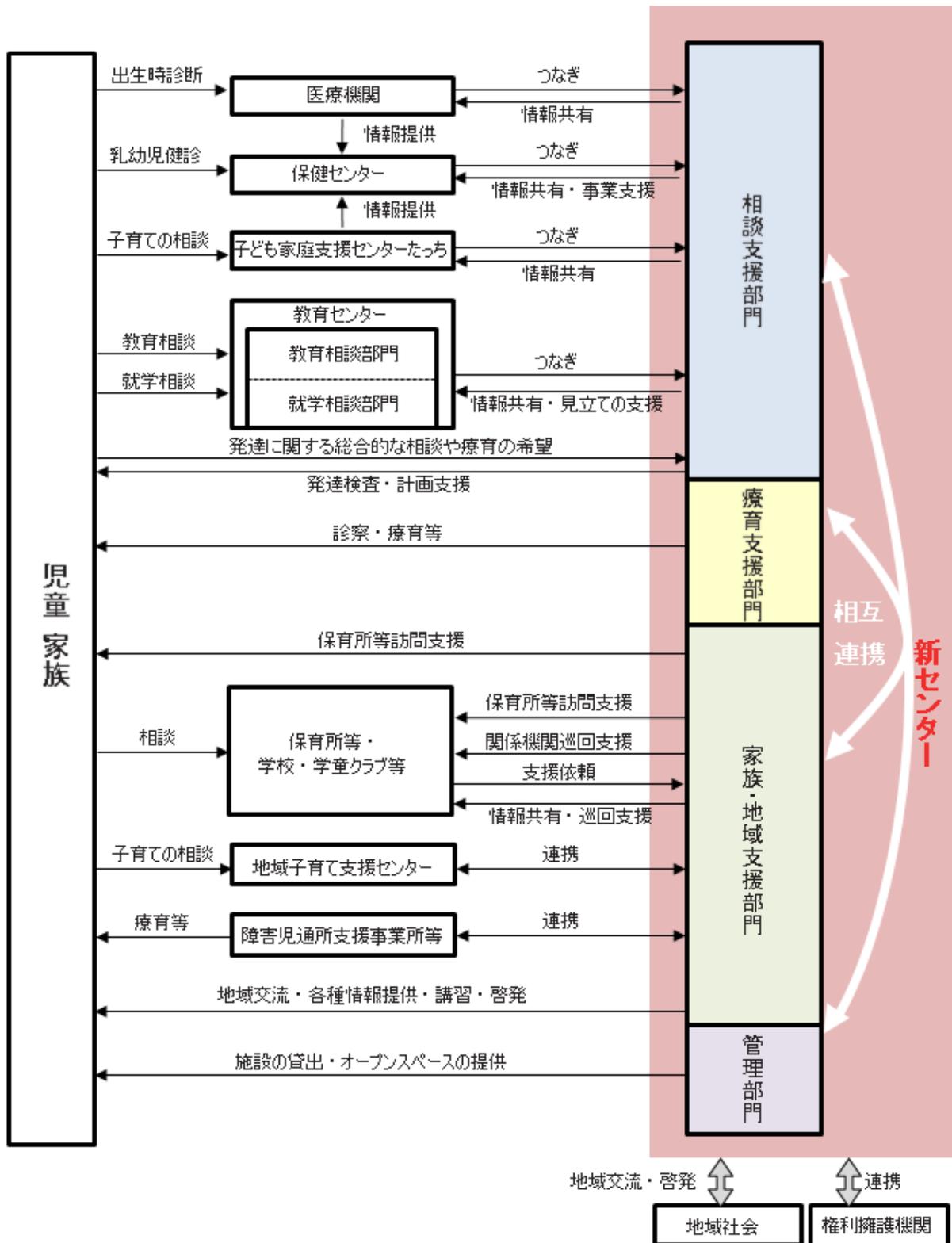
### (エ) 送迎バスの運行

児童発達支援を利用する児童に送迎バスを運行します。送迎バスの運行ルートは利用対象児童の地域や発達の特性を考慮し設定します。

なお、送迎バスには通園のスタッフが必ず同乗し、連絡帳やサービス提供実績記録表を用いた情報交換では、丁寧なフィードバックを行います。

(3) 関係機関との連携の推進

新センターでは図表 6-2 のように各機関との連携、情報共有等を積極的に行います。



図表 6-2 各機関との連携

## 7 児童発達支援センターの施設計画

### (1) 施設計画の基本方針

#### ア 質の高いサービスを実現する施設整備

##### (ア) 利用する全ての人々が元気になる施設

- ・明るく誰もが親しみやすい開放的な施設とするとともに、各室の居住性を考慮し、日照及び通風の面などで良好な環境を確保することで、利用者・職員等全ての人に快適さと元気を与える施設とします。
- ・児童が毎日喜んで元気に通園できるよう、利用者に配慮した色彩計画とします。
- ・児童にとって楽しく居心地の良いインテリアとし、安全なディテールや分かりやすいサイン等、きめ細かな施設計画とします。

##### (イ) 利用者の満足度が高いサービスを提供する施設

- ・発達面や生活面に課題のある児童に対して、相談・療育支援・地域支援等の多様なサービスを一体的に提供する施設計画とし、利用者及び家族の満足度の高い運営を行う施設を目指します。
- ・利用者にとって快適な環境を提供するとともに、プライバシーの確保が可能な施設とします。
- ・誰にでも分かりやすいサイン計画とともに、各機能が分かりやすい配置計画とします。

##### (ウ) 職員が働きやすい施設

- ・各部門の職員がスムーズに連携できるよう、適切な階構成（ゾーニング）や部門構成及び諸室配置とし、動線の短縮を図り効率化に寄与します。
- ・自然光、自然風（中間期）を取り込み、外部を感じながら働ける環境を創ります。

##### (エ) 地域に開かれた施設

- ・分かりやすくアクセスしやすい外観デザインとするとともに、地域に親しまれるデザインを意識した施設計画とします。
- ・発達面や生活面に課題のある児童とその家族が気軽に立ち寄り利用できるよう、エントランス部分にサロン（食堂）を設け、明るく開放的な施設とします。
- ・地域に開かれた施設として、交流ホールを中心に、サロン（食堂）、地域交流室（研修室・資料室）、会議室、プレイコーナー等を設けるなど地域交流に寄与します。

#### イ 費用対効果を意識した施設整備と維持管理に配慮した施設整備

##### (ア) 将来のニーズの変化への対応が可能な施設

- ・将来のニーズの変化（諸室の用途変更など）に対応した施設とし、長期にわたって利用しやすい施設整備を目指します。
- ・設備配管等のシャフトスペースを集約し、更新用のスペースを確保するこ

とで、大規模改修しやすい施設整備とします。

- ・日常メンテナンス及び改修時のために、必要な箇所に必要な大きさの点検口を設けます。
- (4) 施設整備費及び維持管理費の費用対効果の高い施設
  - ・施設整備費（イニシャルコスト）の削減だけでなく、維持管理費・光熱水費等を含めた総費用（ライフサイクルコスト）の縮減を図る計画とします。
  - ・自然エネルギーの利用により、光熱水費の削減を図る計画とします。
  - ・清掃のしやすい材料・機器の選定やディテール等により清掃費の削減を図る計画とします。

## ウ 環境に配慮した施設整備

### (7) 地球環境への配慮

- ・最新の環境技術、省エネ技術を積極的に採用し、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減を目指します。
- ・バルコニーや庇の設置、屋上緑化、断熱性の確保等により、熱負荷の低減を図ります。
- ・自然光の積極的利用による照明の抑制及び高効率機器の採用などにより、エネルギーの消費を抑え、地球環境に配慮します。
- ・冷房や暖房を用いない春や秋の時期には自然の風を十分に取り入れやすい通風を配慮した開口部の計画とします。

### (4) 地域環境への配慮

- ・隣接する住宅や集合住宅等に配慮し、お互いのプライバシーを確保するなど周辺の生活環境に与える影響を考慮します。
- ・建築意匠面で都市景観に寄与し、周囲に調和するデザインとすることで地域の都市景観の形成に配慮します。
- ・敷地内の緑化を積極的に図るとともに、敷地周辺に配慮した植栽・生け垣を確保することにより、緑と調和した街並み形成に寄与します。

## エ 安全・安心な施設整備

### (7) 自然災害等への対策及び機能保持

- ・自然災害等による被害発生時においても、人命の安全確保が可能な耐震性能を有する施設計画とします。
- ・災害時における公共通信機能の使用不能による孤立に備え、無線機などの通信機器を設置します。
- ・障害児（者）の避難スペース（福祉避難所）として共用の大空間、防災備品の備蓄スペースや電源設備などを確保し、自然災害時等の非常時においても使用可能な施設計画とします。
- ・水害対策として、出入口には防潮板を設置し、直接外部とつながりがない場合は腰壁のある窓とします。

- ・屋上等の雨水排水計画は、現在までの雨量データと直近の雨量状況を加味し許容排水量等を考慮します。
- ・災害時に屋上広場からも避難が可能になるような施設計画とします。

(イ) 安全対策

- ・安全で明快な避難経路の確保や建物内の二方向避難など安全性に配慮した計画とします。
- ・事務室等を適切な位置に配置し、外部からの不法侵入者の阻止及び児童の外出による事故防止を図ります。
- ・防犯ガラスを取り付けるとともに、センサー付防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザーなど、必要な防犯設備を整備し、安全な施設計画とします。
- ・管理運営とバランスのとれたセキュリティ計画とし、安全性を確保します。
- ・開口部開閉時の指詰め防止対策や手摺及び柵による階段やバルコニー、屋上等からの転落防止対策、スイッチ類や扉・窓のカギの設置位置の配慮など、児童のけがや事故防止を図ります。
- ・安全で健康に配慮した内装材料を積極的に選定します。

(ロ) ユニバーサルデザインに配慮した施設

- ・段差のない計画、使いやすい手摺、安全な扉やハンドルなど、ユニバーサルデザイン、バリアフリーにより、全ての人に安全で使いやすい施設とします。
- ・水平方向だけでなく、垂直方向への移動に関しても確実にバリアフリー化を図るため、車椅子やバギー・ストレッチャー等を利用した移動にも対応できる大型エレベータの設置により、利用者の利便性を確保した計画とします。
- ・多目的トイレの設置に加え、利用者の年齢や特性に合わせたトイレ形式の採用など、利用する全ての人にとって利便性の高い施設とします。

(2) 施設規模

ア 建物用途

児童福祉施設等

消防法施行令 別表第一 (六) ハ (4)

イ 延床面積

上限 2,500 m<sup>2</sup>

ウ 建物階数

地下なし 地上 3 階建て

### (3) 計画の概要

#### ア 建築計画

##### (ア) アプローチ

- ・歩行者、自転車利用者は、東側遊歩道、西側公道より進入できる計画とします。
- ・車両動線は、西側公道から入る計画とし、歩行者動線との分離に心掛け、安全性に配慮したアプローチ計画とします。

##### (イ) ゾーニング

- ・建物は北側及び西側に配置し、園庭は建物内部に配置するなど、児童にとって安心・安全な計画とします。
- ・隣接している戸建て住宅、集合住宅との窓の配置に配慮し、植栽による緩衝帯を設けるなど視線が合わないよう配慮します。
- ・2階、3階部分は、手摺の高さや窓などの位置等を工夫して、近隣建物と視線が合わないような計画とします。
- ・敷地と隣地との境界付近には、緑地を配置してプライバシーの確保・環境向上に寄与する計画とします。



#### イ 構造計画

##### (ア) 構造要件

耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」に基づき、構造体をⅡ類（重要度係数 1.25）とし、建築非構造部材はB類とします。

##### (イ) 構造方式

構造は、S造又はRC造とします。

##### (ウ) 将来に配慮した構造計画

将来の用途変更及び機器・備品の入替え等に配慮した構造とします。

## ウ 設備計画

### (ア) 設備要件

- ・地球温暖化防止など環境負荷の低減を図ります。
- ・ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」に基づき、設備は乙類とします。

### (イ) 災害時の信頼性確保

- ・ライフライン遮断時に供給停止に耐えられるよう備蓄等が可能な施設とします。
- ・設備の破損による水損等二次災害を防止する計画とします。
- ・落雷、浸水等自然災害からの被害防止対策を図ります。

### (ウ) 環境負荷の低減

- ・（一財）建築環境・省エネルギー機構による、建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）でB以上の評価認証を取得します。
- ・太陽光発電等により自然エネルギーの有効利用を図ります。
- ・雨水の再利用等により資源の有効利用を図ります。
- ・屋上緑化等により熱負荷削減を図ります。

## (4) 部門別計画・諸室構成のイメージ

### ア 相談支援部門

相談者が気軽に相談できるようなオープンで開放的な雰囲気を持つ場所とします。安心して個別相談ができる相談エリアに分け、利用者の多様なニーズに応える配置とします。

- ・各相談室は遮音性に配慮し、待合スペースを設けることで、利用者のプライバシーを確保した構造とします。
- ・児童とその家族の使い勝手や安全面に配慮し、多機能・多用途の利用を実現する計画とします。
- ・相談支援部門へ直接入ることが可能（遊歩道側から）な動線計画とします。

室名	用途	備考
相談室	5部屋を想定する。 相談業務に使用する。主に、障害や発達に関する様々な相談、初回面談を中心に、継続相談や関係者からの相談時に使用する。	多数で利用時は会議室・研修室等利用する。 計画相談・法内事業に付随する相談など用途によって室の割り振りを検討する。
事務室	相談部門専用（更衣含む）とする。	
倉庫	机、椅子等を収納する。	

## イ 療育支援部門

- ・児童が毎日喜んで元気に通園できるような色彩、空間に配慮します。
- ・療育室はできる限り、日照及び通風の面で良好な環境を確保します。
- ・将来的な療育内容の変化、利用者数の増減等に柔軟に対応できる構造とします。
- ・児童の日頃の活動のために外部空間とつながりを持てる環境を確保します。
- ・垂直移動の少ない階構成とします。

### 児童発達支援

室名	用途	備考
療 育 室	6 部屋を想定する。 通園クラスで使用する。	
遊 戯 室	遊び場・ランチルーム・通園の行事等に使用する。 パーティションにより 1 室利用対応も可能である。	
指 導 室 訓 練 室	指導訓練室：3 m <sup>2</sup> /人 おおむね 10 名以上で利用可能とする。	
観 察 室・ 倉 庫	2 部屋を想定する。 机、椅子、保育用具、遊具等を収納する。 療育室の観察が可能なしつらえとする。	
事 務 室	療育支援部門専用（更衣含む）とする。	
倉 庫	机、椅子、保育用具、遊具等を収納する。	
ト イ レ	3 か所を想定する。 療育室から利用できるものと、単独で大人用・子ども用トイレを設置する。	

### 外来事業(グループ療育及び個別指導)

室名	用途	備考
療 育 室	2 部屋を想定する。 グループ療育で使用する。	
個 別 指 導 室	3 部屋を想定する。 個別指導で使用する。	
多 目 的 室	予備室として、個別指導やグループ療育に利用する。	
観 察 室・ 倉 庫	机、椅子、保育用具、遊具等を収納する。 療育室の観察が可能なしつらえとする。	
事 務 室	療育支援部門専用（更衣含む）とする。	
倉 庫	更衣室としても利用する。	
ト イ レ	療育室から利用できるものと、単独で大人用・子ども用トイレを設置する。	

ウ 家族・地域支援部門

室名	用途	備考
保 育 室	家族支援のため、きょうだい預かりの保育用に使用する。	
事 務 室	家族・地域支援部門専用（更衣含む）とする。	

エ 管理部門・共用

室名	用途	備考
厨 房	約 50 食分提供（通園定員・指導員分）を想定とする。	更衣・事務・トイレを含む。
サ ロ ン （ 食 堂 ）	センター利用児童の家族が利用、他部門（勉強会等）共用利用とする。	地域に開放する。
会 議 室	他部門（勉強会等）共用利用とする。	地域に開放する。 福祉避難所としても利用する。
地域交流室 （研修室）	他部門（勉強会等）共用利用とする。	地域に開放する。 福祉避難所としても利用する。
地域交流室 （資料室）	児童や家族が利用可能とする。	地域に開放する。
プ レ イ コ ー ナ ー	児童とその家族が待ち時間の間に利用できるオープンスペースとする。他室との連携を図り、楽しく待ち時間を過ごせる空間とする。	地域に開放する。
授 乳 室		
静 養 室	スヌーズレン室*としても利用する。	
医 務 室	嘱託医が使用する。	静養室としても利用する。
ト イ レ	大人用・子ども用を設置する。 （オストメイト利用可能な多目的トイレを含む）	
倉 庫	机、椅子等を収納する。	福祉避難所用としても利用する。
ごみ置き場		
廊 下 等	ホール、ロビー等含む。	

※ スヌーズレン室：様々な光、音、におい、振動、温度、触覚の素材等を組み合わせて配置し、重度の障害がある人でも自由に探索したりくつろいだりできるよう作られた部屋。

(5) 平面計画・施設計画

- ・エントランス近くに交流ホールを設け、サロン（食堂）、地域交流室（研修室・資料室）、会議室、プレイコーナーを近接して配置し、地域への開放を行いやすい計画とします。交流ホールを中心に活用し様々な催しにも対応できる計画とします。
- ・エレベータを厨房、倉庫の近くに配置することにより他の動線と交わることなく、搬送距離を少なくする計画とします。エレベータは、車椅子、ストレッチャー、バギーの利用にも対応する仕様とします。
- ・厨房への物品の搬出入は、駐車スペースに面して他の動線と交わることなく直接行うことが出来る計画とします。
- ・屋内・屋外を一体的に利用できるように、遊戯室に面して屋上広場などを設置できる計画とします。
- ・児童発達支援の療育室は2階以下に設け、外来事業（グループ療育及び個別指導）のエリアとは分離できるような計画とします。
- ・相談支援部門エリアに近接しながらも、静かな場所に静養室、医務室を配置し、誰でも安心して利用できる計画とします。

(6) 整備手法

民間活力導入可能性調査を実施し、府中市 PPP/PFI 手法導入検討委員会の評価を踏まえて検討を行った結果、新センターの整備は従来方式\*で進めることとします。

※ 従来方式：施設の設計と施工を個別で発注・実施する方式。

## 8 児童発達支援センターの維持管理計画

### (1) 維持管理計画の基本方針

#### ア ライフサイクルコストの削減

- ・維持管理は、事後保全ではなく予防保全を基本とします。
- ・省エネルギー、省資源に計画的に努めます。

#### イ 環境配慮

- ・環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者及び職員等の健康被害を未然に防止します。
- ・環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めます。

#### ウ 安全対策

- ・全ての利用者の安全に配慮します。
- ・劣化等による危険・障害の未然防止に努めます。
- ・故障等によるサービスの中断の未然防止に努めます。

### (2) 建物保守、建築設備保守、外構施設保守、小規模修繕業務

「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト第 2 版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成 31 年）」を踏まえ、図表 8-1 のとおり建物保守、建築設備保守、外構施設保守、小規模修繕業務に関する維持管理業務の官民役割分担を想定します。

業務内容		役割分担	
		府中市	民間事業者
維持管理	定期点検及び保守	建物保守管理	○
		建築設備保守管理	○
		外構施設保守管理	○
修繕			○
更新		○	
植栽	管理		○

図表 8-1 維持管理業務

用語	定義
保全	建築物が完成してから取り壊されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保、保持し続けることをいう。
保守	点検の結果に基づき、建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業のこと。ただし、分解整備等にかかるものを除く。
分解整備等	設備機器を分解し、設備の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する作業を行うこと。なお、周年が 1 年を超え、分解の有無に関係なく行われる点検及び消耗部品の取替えを含むものとする。
修繕	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、分解整備等、改修（改善）、更新に該当する部分を除く。
改修（改善）	劣化した建築物の機能・性能を当初の性能水準以上に向上させること。
更新	建築部材の全面的な取替え、設備機器・部材全体の取替えをいう。

出典：「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト第 2 版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成 31 年）」より

(3) 清掃衛生、保安警備業務等

ア 清掃衛生業務

清掃衛生業務の対象範囲は、建築物、付帯施設及び敷地内の外部空間全般とし、良好な環境衛生、美観の維持、快適な空間を保つために、図表8-2のとおり施設管理上で必要な清掃衛生業務を実施します。

業務名	概要
日常清掃業務	日常清掃として運営日に毎日実施
定期清掃業務	定期清掃として月1回実施
屋上清掃業務	定期清掃として週1回実施
特別清掃業務	定期清掃として年2回実施

図表8-2 清掃衛生業務の内容

イ 保守警備業務

警備業務の対象範囲は、建築物、付帯施設及び敷地内の外構施設を含む敷地全体並びに敷地周辺とし、本施設を円滑に運営するため、施設における火災、盗難の防止及び出入り者のチェック、管理並びに各種不正、不法行為の警戒等、施設管理上で必要な安全の管理を実施します。

事業者は、本施設への不審者の侵入等に関する警戒を行うため、本施設及び敷地内に関し、施設管理上で必要な保安業務を実施します。

防犯ガラスの取付けや、警備会社と連動したセンサー付防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザーなど、必要な防犯設備を整備した上で、警察とも日頃から十分な連携を進めます。

9 スケジュール

新センターは、令和6年4月までの供用開始を目指します。

この供用開始に合わせて、基本・実施設計、建設工事、開業準備を行います。なお、想定スケジュールは次の通りです。

